

# 常陸那珂共同火力発電所 1 号機建設計画

## 環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成 26 年 11 月

株式会社常陸那珂ジェネレーション

# 目 次

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する当社の見解	9
-------------	---

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

平成26年10月2日（木）

#### (2) 公告の方法

① 平成26年10月2日（木）付けで、茨城県公報「茨城県報」に「公告」を掲載した。

（別紙1参照）

② 上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

・関係地域の広報誌への掲載

（別紙2参照）

a. ひたちなか市広報「ひたちなか No.475 平成26年（2014）9月25日号」

b. 東海村広報「とうかい No.270 平成26年（2014）9月25日号」

・当社ホームページ（<http://www.hitagene.co.jp/>）に平成26年10月2日（木）より掲示

（別紙3参照）

#### (3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎3箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎

・茨城県行政情報センター（水戸市笠原町978番6）

・ひたちなか市市民生活環境部環境保全課（ひたちなか市東石川2丁目10番1号）

・東海村村民生活部環境政策課（那珂郡東海村東海3丁目7番1号）

② インターネットの利用による公表

・当社ホームページ上における下記のウェブサイトで方法書及び要約書を公表した。

<http://www.hitagene.co.jp/houhou.html>

（別紙4参照）

#### (4) 縦覧期間

平成26年10月2日（木）から平成26年11月4日（火）までとした。（土曜日・日曜日・祝日を除く）縦覧時間は、各縦覧場所とも9時から17時までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成26年10月2日（木）から平成26年11月18日（火）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

- ① 縦覧者名簿記載者数 26名
  - (内訳)・茨城県行政情報センター 9名
  - ・ひたちなか市市民生活環境部環境保全課 12名
  - ・東海村村民生活部環境政策課 5名

- ② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：1,078回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催地域	開催日時	開催場所	来場者数
東海村	平成26年10月19日(日) 14時00分から15時08分まで	中丸コミュニティーセンター (東海村須和間345)	26名
ひたちなか市	平成26年10月28日(火) 18時00分から19時08分まで	ひたちなか市文化会館 (ひたちなか市青葉町1-1)	58名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成26年10月2日(木)から平成26年11月18日(火)まで  
(縦覧期間及びその後2週間、郵送受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法(別紙5参照)

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出
- ③ 電子メールによる提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通(意見の総数：4件)であった。

## 茨城県公報「茨城県報」に掲載した公告内容

○ 平成 26 年 10 月 2 日（木）掲載

---

---

公 告

---

---

## ●環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 7 条の規定により次のとおり公告する。

なお、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書の提出により、これを述べることができる。

平成 26 年 10 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 株式会社常陸那珂ジェネレーション
- (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 栗山 章
- (3) 主たる事務所の所在地 東京都台東区上野 7 丁目 7 番 6 号

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 常陸那珂共同火力発電所 1 号機建設計画
- (2) 種類 汽力
- (3) 規模 約 65 万キロワット

## 3 対象事業が実施されるべき区域

東京電力株式会社常陸那珂火力発電所（茨城県那珂郡東海村照沼 768 番 23）

## 4 法第 6 条第 1 項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

ひたちなか市、東海村

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

場 所	所 在 地
茨城県行政情報センター	水戸市笠原町978番6 (県庁舎3階東側)
ひたちなか市市民生活環境部環境保全課	ひたちなか市東石川2丁目10番1号
東海村村民生活部環境政策課	那珂郡東海村東海3丁目7番1号

(2) 縦覧の期間

平成26年10月2日(木)から平成26年11月4日(火)(土曜日、日曜日、祝日を除く)

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) インターネットによる公表

株式会社常陸那珂ジェネレーションのホームページにおいて、平成26年10月2日(木)から平成26年11月18日(火)午後5時まで方法書の電子版を公表する。

URL : <http://www.hitagene.co.jp/>

6 法第8条第1項の規定による意見書の提出期限、提出先及び提出方法

(1) 提出期限

平成26年11月18日(火)

(2) 提出先

〒110-0005

東京都台東区上野7丁目7番6号

株式会社常陸那珂ジェネレーション

電子メール assess\_hkg@hitagene.co.jp

(3) 提出方法

直接持参又は郵送又は電子メールによる

7 説明会の開催日時及び開催場所

(1) 東海村

日時 平成26年10月19日(日) 午後2時から午後4時

場所 中丸コミュニティーセンター(東海村須和間345)

(2) ひたちなか市

日時 平成26年10月28日(火) 午後6時から午後8時

場所 ひたちなか文化会館(ひたちなか市青葉町1-1)



関係地域の広報誌に掲載したお知らせ内容

○ ひたちなか市

市報ひたちなか 9月25日号 p.6

**常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画  
環境影響評価方法書の縦覧および説明会のお知らせ**

(株)常陸那珂ジェネレーションが計画している常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画について、環境影響評価法の規定に基づき、環境影響評価方法書の縦覧および説明会が行われます。この方法書について、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

- 方法書の名称 常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画 環境影響評価方法書
- 縦覧期間・時間 10月2日(土)～11月4日(火)、午前9時～午後5時(土・日・祭日を除く)
- 縦覧場所 県行政情報センター(県庁舎3階)  
市環境保全課、東海村環境政策課
- 意見書の提出方法  
縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函、または11月18日(火)までに郵送で(株)常陸那珂ジェネレーション(〒100-0005 東京都台東区上野7-7-6)へ  
※意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。
- 説明会日時・場所  
10月19日(日) 午後2時～4時 場所 東海村中丸コミュニティーセンター  
10月28日(火) 午後6時～8時 場所 ひたちなか市文化会館小ホール  
※都合のよい説明会へ参加ください。

【問合せ】(株)常陸那珂ジェネレーション 計画部 ☎03-6386-8367

○ 東海村

広報とうかい 9月25日号 p.9

常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画における環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法の規定に基づき、株式会社常陸那珂ジェネレーションが計画している常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画について、環境影響評価方法書の縦覧を行います。この方法書について、環境保全の見地からご意見のある方は、意見書を提出することができます。

縦覧期間▼10月2日(木)～11月4日(火)(土・日・曜日、祝日を除く)  
時間▼午前9時～午後5時  
縦覧場所▼東海村環境政策課(役場行政棟4階)▼ひたちなか市環境保全課(ひたちなか市東石川2-10-1)▼茨城県行政情報センター(県庁3階)

説明会日程等▼10月19日(日)：午後2時～4時、中丸コミュニティーセンター▼10月28日(火)：午後6時～8時、ひたちなか市文化会館(ひたちなか市青葉町1-1)

注・回10月2日(木)から11月18日(火)までに、縦覧場所備え付けの用紙に必要事項を記入の上、意見書箱(縦覧場所に設置)に入れるが、郵送で株式会社常陸那珂ジェネレーション(〒100-0005 東京都台東区上野7-7-6) ☎03-6386-8367(土日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時)へ提出してください。

## 当社ホームページに掲載したお知らせ内容

## 常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画 環境影響評価方法書の届出について

平成26年10月1日  
株式会社常陸那珂ジェネレーション

当社は本日(10月1日)、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)を、経済産業大臣に届け出るとともに、茨城県知事、ひたちなか市長及び東海村長に送付しましたので、お知らせします。

なお、環境影響評価法に基づき、以下のとおり、方法書の縦覧及び説明会を行います。

## 方法書の縦覧について

## (1) 縦覧場所

場 所	所 在 地
茨城県行政情報センター	水戸市笠原町978番6 (県庁舎3階東側)
ひたちなか市市民生活部環境保全課	ひたちなか市東石川2丁目10番1号
東海村村民生活部環境政策課	那珂郡東海村東海3丁目7番1号

## (2) 縦覧期間

平成26年10月2日(木)から平成26年11月4日(火) (土曜日、日曜日、祝日を除く)

## (3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

## (4) インターネットによる公表

当社ホームページにおいても、平成26年10月2日(木)から平成26年11月18日(火)までの間ご覧いただけます。

[※方法書掲載はこちら](#)

## 意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見を書面または電子メールにより当社宛に送付願います。

## (1) 意見書の提出方法、提出期限及び提出先

提出方法	提出期限	提出先
(1)意見書箱投函	平成26年11月4日(火) 午後5時まで	縦覧場所に備え付けの意見書箱
(2)郵送	平成26年11月18日(火) (当日消印有効)	〒110-0005 東京都台東区上野7丁目7番6号 株式会社常陸那珂ジェネレーション
(3)電子メール	平成26年11月18日(火) 23時59分まで	当社ホームページにて意見書様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、 aseses_hkg@hitagene.co.jpまで意見書 電子ファイルを添付して送付

## (2) 意見書に記載すべき事項

- ・氏名及び住所(法人その他団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載ください。)

[※意見書様式\(PDF形式\)はこちら](#)

[意見書様式\(WORD形式\)はこちら](#)

## 方法書説明会の開催について

方法書説明会を以下の通り開催いたします。

## (1) 東海村

- ・日時 平成26年10月19日(日) 午後2時～午後4時
- ・場所 中丸コミュニティーセンター  
那珂郡東海村須和間345

## (2) ひたちなか市

- ・日時 平成26年10月28日(火) 午後6時～午後8時
- ・場所 ひたちなか市文化会館  
ひたちなか市青葉町1-1

## お問い合わせ先

株式会社常陸那珂ジェネレーション 計画部  
電話 03-6386-8367(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)



## 当社ホームページに掲載した方法書の内容

## 常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画 環境影響評価方法書の公表について

公表期間：平成26年10月2日（木）から平成26年11月18日（火）まで

## 環境影響評価方法書

- ・表紙、目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（3.1 自然的状況）
- ・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（3.2 社会的状況）
- ・第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・第7章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解
- ・第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

## 要約書

- ・表紙、目次
- ・Ⅰ 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・Ⅱ 対象事業の目的及び内容
- ・Ⅲ 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・Ⅳ 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
- ・Ⅴ 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ・Ⅵ 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・Ⅶ 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解
- ・Ⅷ 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

## あらまし

- ・方法書のあらまし

※方法書、要約書は印刷できないようになっています。  
また公表期間を過ぎますと、ご覧いただくことができません。

## 意見書様式

(No.      )												
<b>「常陸那珂共同火力発電所 1 号機建設計画 環境影響評価方法書」に対する意見書</b>												
平成 2 6 年      月      日												
〒      ー												
ご住所												
<small>ふりがな</small>												
ご氏名												
ご連絡先												
<small>(差し支えなければ電話番号をご記入ください)</small>												
環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。												
意見の内容及びその理由（日本語でご記入ください）												
<b>【備考】</b>												
1. 意見書：環境影響評価法施行規則第 4 条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。なお、1 枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.      )にページをふり、2 枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。												
2. 提出方法及び提出期限、提出先：												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出方法</th> <th style="text-align: center;">提出期限</th> <th style="text-align: center;">提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)意見書箱投函</td> <td>平成 26 年 11 月 4 日（火） 午後 5 時まで</td> <td>縦覧場所に備え付けの意見書箱</td> </tr> <tr> <td>(2)郵送</td> <td>平成 26 年 11 月 18 日（火） （当日消印有効）</td> <td>〒110-0005 東京都台東区上野七丁目 7 番 6 号 株式会社常陸那珂ジェネレーション</td> </tr> <tr> <td>(3)電子メール</td> <td>平成 26 年 11 月 18 日（火） 23 時 59 分まで</td> <td>当社ホームページにて様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ&lt;assess_hkg@hitagene.co.jp&gt;まで意見書電子ファイルを添付して送付 URL <a href="http://www.hitagene.co.jp/">http://www.hitagene.co.jp/</a></td> </tr> </tbody> </table>	提出方法	提出期限	提出先	(1)意見書箱投函	平成 26 年 11 月 4 日（火） 午後 5 時まで	縦覧場所に備え付けの意見書箱	(2)郵送	平成 26 年 11 月 18 日（火） （当日消印有効）	〒110-0005 東京都台東区上野七丁目 7 番 6 号 株式会社常陸那珂ジェネレーション	(3)電子メール	平成 26 年 11 月 18 日（火） 23 時 59 分まで	当社ホームページにて様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ<assess_hkg@hitagene.co.jp>まで意見書電子ファイルを添付して送付 URL <a href="http://www.hitagene.co.jp/">http://www.hitagene.co.jp/</a>
提出方法	提出期限	提出先										
(1)意見書箱投函	平成 26 年 11 月 4 日（火） 午後 5 時まで	縦覧場所に備え付けの意見書箱										
(2)郵送	平成 26 年 11 月 18 日（火） （当日消印有効）	〒110-0005 東京都台東区上野七丁目 7 番 6 号 株式会社常陸那珂ジェネレーション										
(3)電子メール	平成 26 年 11 月 18 日（火） 23 時 59 分まで	当社ホームページにて様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ<assess_hkg@hitagene.co.jp>まで意見書電子ファイルを添付して送付 URL <a href="http://www.hitagene.co.jp/">http://www.hitagene.co.jp/</a>										
<b>【注】</b>												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用することはありません。</li> <li>・ 弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱うこととしております。</li> </ul>												

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は4件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

## 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

### 1. 温室効果ガス等

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>石炭火力発電所の新設の問題について</p> <p>①今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO<sub>2</sub>を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。</p> <p>②気候変動対策の観点から見れば、今後建設される発電所は、少なくともLNG火力は達成している約350g-CO<sub>2</sub>/kWhの水準を満たすべきである。本事業ではUSCを採用し、発電端効率(HHV)43.0%であり、「BATの参考表【平成26年4月時点】」の「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」であるとしているが、CO<sub>2</sub>を大量に排出することは免れないため、環境保全の見地からすれば本事業は実施されるべきではない。</p> <p>③日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所(広野及び常陸那珂の各2基)は、2003年以降東電全体のCO<sub>2</sub>排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。</p> <p>④東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、今後さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことや、本発電所が稼働する2020年以降には人口減少に伴い、エネルギー需要がさらに減少することを考えると、最もCO<sub>2</sub>排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。</p> <p>⑤方法書では、石炭はコストの面で優れていると記されている。配慮書への経産大臣意見では、CCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことが求められており、事業</p>	<p>国が平成26年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」において、石炭は「温室効果ガスの排出量が大きいという問題があるが、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量当たりの単価も化石燃料の中で最も安いことから、安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源である。」とされており、本事業はこうした国の政策に整合しております。</p> <p>従って、当面の地球温暖化問題につきましては、発電事業者として、温室効果ガスの排出を抑制する利用可能な最良の技術を導入することで、また、電力業界全体として、国の地球温暖化対策の計画・目標と整合する新たな枠組を構築しこれに参加することで、電源の低炭素化が確保されるものと認識しています。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>者は技術動向や事業性を見通せない現時点においては、CCSを技術オプションとして選択できないとしているものの、CCSが導入されれば事業の採算性は下がる。これに加え、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかず、安定的にコスト面に優れた燃料であるとはいえない。また、国際的なCO<sub>2</sub>規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高く、事業リスクは大きい。</p>	
2	<p>CO<sub>2</sub>排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について</p> <p>IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。</p> <p>また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。</p>	<p>「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。)においては、火力発電所の環境影響評価に関し、以下2点について国が審査するとされています。</p> <p>(1) 事業者が利用可能な最良の技術(BAT=Best Available Technology)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか</p> <p>(2) 国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか</p> <p>(1)については、方法書p.2-16に記載のとおり、局長級取りまとめにおけるBATの参考表【平成26年4月時点】における「(B)商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に該当し、同表の(A)以上の技術となります。</p> <p>(2)については、発電事業者として、二酸化炭素排出に係る国の目標・計画と整合的な取組を行う事業者に対して売電するよう努めることに加え、国の地球温暖化対策の計画・目標と整合する電力業界全体の枠組の構築についても、可能な限り取り組みます。</p>
3	<p>CO<sub>2</sub>排出量の予測、評価手法について</p> <p>評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」とされている。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避または低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。</p> <p>予測の基本的な手法としては、発電所の運転に伴うCO<sub>2</sub>排出量と原単位を算出するとしている。準備書においては、使用する石炭種別や設</p>	<p>評価の手法については、事業者の見解 No.2にお示ししたとおり、局長級取りまとめとの整合性を図ることにより、二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減され、環境保全についての配慮が適正になされると考えております。</p> <p>予測の基本的な手法については、準備書にて二酸化炭素排出量ならびに発電電力量(kWh)当たりの排出量の算出の前提となる条件を明らかにいたします。</p> <p>経年変化等に対しては、本発電設備の適切な運用等を通じた送電端熱効率の維持管理を図ります。また、二酸化炭素回収・貯留(CCS=Carbon dioxide Capture and Storage)に関する事業者の見解は以下のとおりです。</p> <p>分離回収については、分離回収工程における</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>備利用率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示すべきである。さらに予測には、設備利用率の低下や石炭種の変更、経年変化による原単位の悪化および CCS の導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。</p>	<p>エネルギー使用により発電効率が大幅に低下する等、更なるブレイクスルーが必要な技術水準にあると認識しています。また、貯留については、長期的安全性、安定性の確保等の技術面の課題克服に加え、パイプライン輸送や地中貯留に関する社会的受容性が得られること、並びに貯留の適地が存在することが実用化の前提であり、そのための CCS 技術そのものの普及促進に向けた政策的取組が、現在進行中にあるものと理解しています。</p> <p>こうした中、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期目標を見据えた場合、CCS が有望な技術であることは認識しつつも、将来的な技術動向並びに事業性を見通すことができない現時点において、一発電事業者が CCS を個別発電所の技術オプションとして選択することは不可能であると考えております。</p> <p>当社としましては、今後も CCS 技術に関し、国が実施する実証試験、特に苫小牧地点の大規模実証試験の動向を注視していきたいと考えております。本実証試験は、日本 CCS 調査株式会社が経済産業省より受託し実施しているもので、当社の出資会社である中部電力株式会社並びに東京電力株式会社は、日本 CCS 調査株式会社への出資や人員派遣等を通じて、積極的に協力しております。</p> <p>こうした技術開発動向や今後の国の検討結果等を踏まえた上で、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備に関する所要の検討を行ってまいります。</p>

## 2. その他環境関係

No.	意見の概要	当社の見解
4	<p>情報公開について</p> <p>環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。</p>	<p>方法書の縦覧期間は2014年11月4日までですが、縦覧期間終了後も意見募集期間である2014年11月18日まで当社ホームページにて方法書を公開いたしました。</p> <p>アセス図書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図等を含むことから、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要があると考えており、印刷が出来ないような措置とさせて頂きました。ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>